平成２７年（フ）第１２８号
高知市宝永町９番13号
債務者　能瀬　明美
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４４号
高知市長浜4127番地　市住79号
債務者　井上　庄吉
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９５４号
札幌市中央区南３条西９丁目998番地29　アパタワーズ札幌大通公園1111号
債務者　沖垣　妙子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９６１号
札幌市北区北37条西９丁目１番30―303号
債務者　田中　芹奈
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１００８号
札幌市東区北40条東９丁目１番７号　マンションデージー２号
債務者　三浦　直也
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０２６号
札幌市北区北19条西５丁目１番３―203号
債務者　平間　　誠
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０３２号
札幌市白石区東札幌２条６丁目４番24―203号
債務者　高橋　弘美
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６３号
群馬県前橋市堀越町2297番地５　フリーランス大胡　Ｃ―103号
債務者　髙木　佳恵（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第４１８号
千葉県船橋市本中山３丁目１番１―401号
債務者　内村　裕司
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４２３号
千葉市花見川区こてはし台５丁目18番３号
債務者　大野　成久
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４２８号
千葉県船橋市高根台７丁目４番４号　シャトーハイツ201号
債務者　中村　龍也
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４８６号
千葉県市原市辰巳台西２丁目９番地24
債務者　稲毛　廣也
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２１３号
相模原市南区西大沼２丁目19番21号
債務者　粟野　育代
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１４９号
静岡県沼津市戸田1005番地の３　ときわや温泉寮302
債務者　赤池　優子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
静岡県三島市佐野見晴台２丁目２番地の５
債務者　大島　和子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
静岡県田方郡函南町平井184番地の３　コーポヨコアタリ201
債務者　佐藤　雅也
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
静岡県掛川市吉岡1082番地の15
債務者　青木　光枝
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係